

## 令和8年度事業計画

待機児童対策を中心に量の確保を目指した「新子育て安心プラン」から大きく方向を変え、昨年春、国は「保育政策の新たな方向性」三つの柱を示しました。

2025年の出生数は速報値で67万1千人。合計特殊出生率は1.13と報じられ、一部のコメンテーターが論じるような「下げ止まり」とはほど遠い現状です。少子化、人口減少の著しい地方と、未だに待機児童問題の解消されない都市部、それぞれが「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」を目指すとし、県内でも直面している定員割れの現状と、多機能化を模索する経営努力が突きつけられています。時代の流れの中で保護者の求めるサービスにも変化が現れ、どこまでそれに応ずるのかバランス感覚が問われています。

また、在園児にとどまらず未就園のこどもと家庭を支えようとする「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取り組みの推進」が掲げられ、いよいよ今年4月からは全ての市町で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」がスタートしました。0～2歳の6割ほどが未就園といわれる現代に於いて、社会から孤立する「孤育て」を解消し、こどもと家庭の両方を社会が支える仕組みの一つとして、我々が良い制度にしていかなければなりません。この国に生まれる全てのこどもと関わることの出来る好機と捉え、こどものための制度であることを意識して取り組んでいきたいところです。

少子化が進む現状とは相反して保育士不足は未だに解消されず「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を3つめの柱に据えながらも、職員不足から児童の入園を制限せざるを得ない施設が少なからずみられます。人材不足で就労環境の改善ができない悪循環を抱える現場も多く、テクノロジーの活用は空回りしているようにも感じられます。「保育業務施設管理プラットフォーム」は県内でも実働が伸び悩んでいるようですが、「保活情報連携基盤」と並び、利用者にとっても事業者にとっても有効なシステムとなるよう政府が推し進めています。来年度からは「監査の標準化」がすすめられ、プラットフォームが、より快適で身近なDXとして機能することを期待するものです。

来年度には保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領が改定されます。残念ながら今回も一本化とはならないようですが、内容はその多くを統一し、こどもの健やかな成長に必要とされる道標となるでしょう。今回の改定について、本会でも情報を逐一収集し、会員の皆様と共有していくよう努めます。

静岡県保育連合会は、県内唯一の保育関係団体として、社会からの信頼に応

え、合わせて組織としての 継続性を担保するため、さらなる組織強化を図って参ります。

その上で、こどもと子育て家庭がおかれている現状、国の施策とその背景や保育現場における課題など保育を取り巻く様々な状況を踏まえ、地域の行政や関係諸団体等との連携・協力を図り、保育の質や信頼をより一層高めるとともに、安全・安心な保育環境を整えていくため、次の事項を重点指針とし、次表の具体的計画に沿って研修並びに諸事業を推進して参ります。

#### 1 関係機関・団体との連携と協働

- (1) 県及び市町との連携強化を図り、また、これら行政機関の指導を得て、保育行政の動向を踏まえた事業運営に努める。
- (2) 県社協、県経営協などの団体と密接な連携を図る。
- (3) 県保育士会との協働により、職員の資質向上を図る。
- (4) 上部保育団体との効果的な連携を図る。
- (5) 保育士養成校と連携を図り、新人保育士の育成を図る。

#### 2 組織運営の強化

- (1) 理事会・正副会長会等による組織及び事業運営の適正化に努める。
- (2) 支部活動の育成と支援に努める。
- (3) 研修受講管理システム及びホームページ、チェックインシステム等を活用した情報の迅速化・共有化を進める。
- (4) 保育士等の人材確保を支援するため、保育士養成校や県及び政令市の保育士・保育所支援センターとの連携を図る。
- (5) 一般社団法人として組織の強化と対外的な信頼性を高める。

#### 3 研修の充実・強化（令和8年度事業計画表参照）

- (1) 地域の保育ニーズに対応する保育所・認定こども園等の運営のあり方や施設長の資質向上について研鑽を深める。
- (2) 職員の資質、相談業務、保育内容の向上等について研鑽を深め、保育士等のキャリアアップ研修を県保育士会と連携して実施する。
- (3) 全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育連盟の研修会への積極的な参加を図る。

#### 4 地域福祉活動の積極的な展開

- (1) 保育所・認定こども園等の地域子育て支援活動の育成に努める。
- (2) 子育てを社会全体で支えていくことの重要性を踏まえ、地域子育て支援啓発活動事業による啓発活動を始め、児童虐待防止活動、ふじさんっこ応援隊活動等を関係機関と連携して推進する。

- (3) 地域の協力・連携を得ながら、地震災害、交通安全や防犯等の危機管理対策を推進する。

## 5 部会活動及び委員会活動の推進

- (1) 行政部会及び民間部会による組織・事業の活動に努める。
- (2) 保育研究大会運営委員会による大会運営の企画・立案及び研究活動の検討を進める。
- (3) 研修委員会による各種研修の企画・立案及び研究を進める。
- (4) 広報委員会による広報・啓発活動の強化推進に努める。
- (5) 予算対策委員会による予算対策活動及び保育所・認定こども園の運営実態の調査・把握やその対応に努める。
- (6) 海外交流委員会による研修活動を進める。
- (7) 少子化等問題検討委員会による地域子育て支援啓蒙活動を進める。
- (8) 青年部会による次世代の人材育成を進める。
- (9) キャリアアップ委員会により、県保育士会と連携して保育士等のキャリアアップ研修を実施する。
- (10) 保育者養成特別委員会において、実習マニュアルの普及と県内各園の実習生の受け入れをスムーズにし、保育士・保育教諭の養成を現場から補佐する。
- (11) 認定こども園特別委員会において、現状や特有の課題を整理し、制度を正しく理解した上での情報発信や対応策などを検討する。

## 6 予算対策活動

- (1) 理事会、正副会長会、民間部会等と協調して予算対策委員の国・県活動を強化する。
- (2) 予算対策委員会による調査活動を進める。
- (3) 静岡県保育推進連盟及びこども・保育政治連盟との連携を強化する。
- (4) 市町に対する各支部における予算対策活動の支援に努める。